○○区規約（例）

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、○○区と称する。

（区域）

第２条　この会の区域は別図のとおりとする。

※または、「掛川市（町名）○○番地□号から(町名)○○番地□号までの区域とする。」

（事務所）

第３条　この会の事務所は、掛川市(町名)○○番地□□号に置く。

（目的）

第４条　この会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること。

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること。

(3) 区域内の道路水路など身近な生活基盤の整備促進に関すること。

(4) 会員相互の福祉と健康の増進に関すること。

(5) 防災訓練の実施等区域内の防災、防犯及び交通安全に関すること。

(6) 会員相互の親睦、研修会の開催等に関すること。

(7) 集会施設の維持管理及び運営に関すること。

(8) その他本条の目的を達成するために必要なこと。

第２章　会員

（会員）

第５条　この会の会員になることができる者は、第２条に定める区域に住所を有するすべての個人とする。

２　この会に賛助会員を置くことができるものとし、賛助会員になることができる者は、この会の活動を賛助する個人、法人及び団体とする。

（入会金及び会費等）

第６条　会員は、総会の議決を得て別に定める会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、総会の議決を得て別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（入会）

第７条　第２条に定める区域に住所を有する個人で、この会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を、会員になる場合は組長を経由して区長に、賛助会員になる場合は、個人にあっては本人が、法人及び団体にあっては代表者が、直接区長に提出するものとする。

２　この会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

３　この会は、新たに区域内に住所を有することになった個人に対し、この会の目的を説明し、入会の案内を行うものとする。

（退会等）

第８条　会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 第２条に定める区域に住所を有しなくなった場合

(2) 本人の申し出により、会員にあっては組長を経由して区長に、賛助会員にあっては個人又は法人等の代表者から直接区長に、退会届が提出された場合

(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

（資格停止）

第９条　区長は、会員等が次の各号の一に該当するときは、役員会に諮り、一定期間その資格を停止することができる。

(1) 会費又は賛助会費を長期にわたり滞納したとき

(2) その他会員等としての著しい義務違反等があったとき

（拠出金品の不返還）

第10条　退会した会員等が既に納入した入会金、会費、賛助会費その他の拠出金品は、返還しない。ただし、前納会費については、その限りではない。

第３章　役員

（役員の種別及び定数）

第11条　この会に、次の役員を置く。

(1) 区　長　　　１人

(2) 副区長　　　○人

(3) 会　計　　　○人

(4) ブロック長　○人

(5) 第14条に定める組長　○人

(6) 第15条に定める委員　第15条各号記載の委員ごと、当該各号に定めた人数

２　この会に監事○人を置く。

（役員等の選任）

第12条　前条第１項第１号から３号までの役員（以下「区三役」という。）及び第２項の監事は別に定める役員選考委員会の推薦により、総会の議決を得て選任する。

２　ブロック長は別に定める方法により選任する。

３　副区長及び会計は、ブロック長と相互に兼ねることができる。

４　監事は、他の役員と相互に兼ねることはできない。

（ブロック）

第13条　第２条の区域を分割し、この会に別に定めるブロックを置く。

２　ブロックの区域は、従来の区域による。

３　ブロックは、その区域内にある組を統括する。

４　ブロックに、ブロック長１人を置く。

５　ブロック長は、ブロックを統括し、ブロックにおいて第４条に定める共同活動を推進する。

６　前各項に定めるもののほか、ブロックについて必要な事項は、別に定める。

（組）

第14条　第２条の区域を分割し、この会に別に定める組を置く。

２　組の区域は、従来の区域による。

３　会員は、組に必ず所属するものとし、その所属する組は、会員の住所により定める。

４　組に組長１人を置く。

５　組長は、組内会員の互選とする。

６　組長は、組を統括し、組において第４条に定める共同活動を推進する。

７　前各項に定めるもののほか、組について必要な事項は、組において別に定める。

（委員）

第15条　第４条に定める共同活動を分担して推進するため、次の委員を置く。

（例示）

(1) 広報委員　○人

(2) 環境委員　○人

(3) 防災委員　○人

(4) ○○委員　○人

２　委員は、別に定めるところにより選任する。

３　前各項及び第17条第６項に定めるもののほか、委員について必要な事項は区長が別に定める。

（連合組織）

第16条　この会は、この会の区域を越える広域的問題への対処のほか、自治区相互の連絡調整や情報交換等のため、市及び○○地区の自治区連合組織に参加するものとする。

（役員等の職務）

第17条 区長は、この会を代表し、会務を総括する。

２　副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、あらかじめ区長が指名した順序によりその職務を代行する。

３　会計は、この会の会計事務を処理する。

４　ブロック長の職務は、第13条第５項及び第６項の定めるところによる。

５　組長の職務は、第14条第６項及び第７項の定めるところによる。

６　委員の職務は、次の各号に定めるもののほか、市や○○地区等広域団体からの要請に応じて当該各種委員会にこの会の代表として出役し、当該広域団体の決定した方針に基づき、区長との連絡協議のもと、区内において必要な任務を遂行するものとする。

（例示）

(1) 広報委員　区内の広報の企画及び調整、『広報かけがわ』の受領と組長等への配布、区民広報紙の発行、その他区内における必要な情報の連絡等に関すること。

(2) 環境委員　ごみ分別をはじめ家庭廃棄物の適切な排出に関する連絡調整、その他地区内の環境美化の推進に関すること。

(3) 防災委員　区の防災体制の企画調整、防災訓練の計画、防災資機材の整備推進、その他地区内の防災の推進に関すること。

(4) ○○委員　……

（監事の職務）

第18条 監事は次の職務を行う。

(1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) この会の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を請求することができる。

（役員の任期）

第19条　役員の任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(1) 区三役　　　○年

(2) ブロック長　○年

(3) 組　長　　　○年

(4) 専門委員　　○年

２　監事の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　役員及び監事(以下「役員等」という。)に欠員が生じたときは、第12条から第15条に定めるところにより補充することができる。この場合において、補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

４　役員等は、第８条第２項に定めるところにより退会した場合を除き、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員等の解任）

第20条　役員等が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合において、その役員から申し出があったときは、議決の前に弁解の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員等たるに適しない非行があると認めるとき。

（顧問及び相談役）

第21条　この会に顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問及び相談役は、役員会の推薦により区長が委嘱する。

３　顧問及び相談役は、区長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

（役員等の報酬等）

第22条　役員等に対しては、区長が総会の議決を得て、別に定める額の報酬及び慰労金を支給することができる。

２　顧問及び相談役は、名誉職とする。

３　役員等、顧問及び相談役に対しては、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第４章　会議

（会議の種類）

第23条　この会の会議は、総会及び役員会とする。

２　総会は通常総会と臨時総会とする。

（会議の構成）

第24条　総会は、会員をもって構成する。

２　役員会は区三役、ブロック長及び組長をもって構成する。ただし、必要に応じこれらの役員以外の役員又は関係者を参加させることができる。

（会議の権能）

第25条　総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算の認定に関すること。

(3) 規約の制定改廃に関すること。

(4) 区三役及び監事の選任及び解任に関すること。

(5) その他この会の運営にかかる重要事項に関すること。

２　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

（総会の開催）

第26条　通常総会は、毎年度１回開催するものとし、その時期は、年度終了後３箇月以内の日とする。

２　臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は全会員の５分の１以上若しくは会計監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（役員会の開催）

第27条　役員会は、区長が必要と認めたとき、又は役員現在数の３分の１以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（会議の招集）

第28条　総会及び役員会は、区長が招集する。

２　区長は、第26条第２項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を、前条の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に役員会を招集しなければならない。

３　総会及び役員会を招集する場合は、総会にあっては会員に対し、役員会にあっては役員に対し、回覧その他の方法により、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催の５日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、区長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

（会議の議長）

第29条　総会の議長は、その総会において出席会員のうちから選任する。

２　役員会の議長は、区長がこれにあたる。

（会議の定足数）

第30条　会議は、総会にあっては会員の、役員会にあっては役員現在数の、２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（会議の議決）

第31条　総会の議事は、この規約に特に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決する。

２　役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

３　前２項の場合において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（会議における書面表決）

第32条　やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は議長に表決を委任することができる。この場合において、前２条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

２　前項において、総会に出席できない会員が議長に表決を委任しようとするとき、当該会員の属する世帯の代表者が出席する場合には、書面による提出を省略し、その旨を世帯代表者に託すことをもって代えることができる。このとき、当該世帯代表者は、総会の資格審査が行われる前までに、議長にその旨を報告しなければならない。

（総会の議事録）

第33条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 会議に出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議事事項

(5) 議事の経過概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び出席した会員又は役員のうちからその会議において選出された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第５章　資産及び会計

（資産の構成）

第34条　この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 活動に伴う収入

(5) 資産から生ずる果実

(6) その他の収入

（資産の管理）

第35条　この会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

２　前条第１号に定める資産のうち別に総会で定める資産は、これを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において○分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第36条　この会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第37条　この会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

２　区長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

３　１項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

（事業報告及び決算）

第38条　この会の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第39条　この会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

第６章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第40条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得なければ変更することができない。

（解散）

第41条　この会を解散する場合は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得なければならない。

（残余財産の処分）

第42条　この会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、掛川市又はこの会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第７章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第43条　この会には、その事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 規約

(2) 会員名簿

(3) 役員に関する書類

(4) 総会及び役員会の議事録

(5) 資産台帳

(6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書類

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) その他必要な帳簿及び書類

（委任）

第44条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、区長が別に定める。

附　則

１　この規約は、○年○月○日から施行する。

２　この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　この会の設立初年度の会計年度は、第39条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日までとする。